

別表(第2条関係)

補助事業名	西播磨版スマート農業の推進（ドローンオペレーター技能習得支援事業）
補助事業の目的	西播磨地域の特色である土地利用型農業に特化したスマート農業技術の普及・啓発を図るため、農業用ドローンオペレーターを複数確保するための取組みを支援する
補助事業の対象となる者	農業を営む法人、農業者の組織する団体（3戸以上の農業者で構成される団体で、代表者及び組織の運営等を定めた規約等を有していること）、認定農業者、認定新規就農者、その他県民局長が認めた者
補助事業の対象となる経費	農業用ドローン操作講習受講に要する経費
補助率	1／2以内
補助金の額	予算の範囲内の額で、受講者1名当たり100千円以内（ただし、千円未満の端数は切り捨てる）
適用除外する条項	第19条
その他の事項	ドローンオペレーター技能習得支援事業実施要領による

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条 (交付申請)	(添付書類) 1 実施計画書（別紙様式） 2 その他必要な資料 (指定期日) 別途通知する
第7条第1項 (補助事業の変更)	(軽微な経費配分の変更) (軽微な事業内容の変更) 補助の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業細部の変更をする場合 (添付書類) 第3条に準ずる (指定期日) 別途通知する
第9条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 必要が生じた場合は、別途通知する
第11条 (実績報告)	(添付書類) 1 実績報告書（別紙様式） 2 講習受講を確認できる書類 3 その他必要な資料 (指定期日) 事業完了後1か月以内、または令和8年3月31日のいずれか早い日
第19条第1項 (財産処分の制限)	(処分制限期間)